

広島県選挙管理委員会告示第七号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年二月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部を改正する規程

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規定（昭和五十六年広島県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「平成」を削る。

別記第三号様式中「平成」及び「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 公職の候補者等本人が届ける場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第四号様式中「平成」及び「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。